

2 Q&Aについて

Q1) 児童生徒に熱や咳がある場合、学校はまずどのように対応したらよいのでしょうか？

A) 令和2年11月1日から、発熱等の症状が出たときは、まずは身近な「かかりつけ医」に、相談先に迷うときは、「受診相談センター」に相談する体制になりました。家庭から相談先について学校へ問い合わせがあった場合は、まずはこのことを情報提供しましょう。登校後に発熱等の症状が出た場合は、可能な範囲で別室やパーティションで空間を分け、換気等を行い、速やかに家庭へ連絡の上、早退等の手続きをしましょう。

【受診相談センター（11月1日から）】・・・かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合

午前9時～午後5時15分 ※土日祝日含む ※年末年始(12/29～1/3)を除く	コロナ・至急に 電 話 0120-567-492 ファックス 0857-50-1033
上記以外の時間	東部地区：電話 0857-22-8111 中部地区：電話 0858-23-3135 西部地区：電話 0859-31-0029

【各地区の保健所（接触者等相談センター）】

陽性者と接触歴があるかたや接触した可能性があるなど心配な場合

地区	電話 (8:30～17:15)	ファクシミリ (平日8:30～17:15)
東部（鳥取市保健所内）	0857-22-5625	0857-20-3962
中部（倉吉保健所内）	0858-23-3135	0858-23-4803
西部（米子保健所内）	0859-31-0029	0859-34-1392

Q 2) 学校で、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、PCR検査等の検査を希望すれば受けることができますか？

A) 保健所が学校と連携して陽性者の行動履歴や接触者調査を行い、必要な範囲に検査を行います。また、希望する場合、自費で検査を受けることができる医療機関もあります。

Q 3) 鳥取県版「新型コロナ警報」はどのような状況で発令されますか？

A) 令和2年10月より、警報の発令基準が見直され、下図の指標で運用されています。(令和2年12月28日及び令和3年1月8日新型コロナウイルス対策本部会議にて一部改正)

「警報」は、①新規陽性患者数(東部3人/週、中部2人/週、西部3人/週)の発生と、②確保病床稼働率(圏域ごとに稼働率15%超)の2つの指標が基準に達した場合に発令されます。また、①②がいずれも基準を下回った日の翌日に解除又は移行されます。

「注意報」は、①新規陽性患者数(東部1人/週、中部1人/週、西部1人/週)の発生で発令されます。また、①の基準を下回った日の翌日に解除されます。

鳥取県版 新型コロナ警報

区分		注意報	警報	特別警報
指標	①新規陽性患者数	東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	
	②現時点確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超
運用	発令	圏域単位で発令		
	発令期間	始期:①の基準に達した日 終期:①の基準を下回った日	始期:①②がいずれも基準に達した日 終期:①②がいずれかが基準を下回った日	
	解除	①の基準を下回った日の翌日	①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)	
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請
	学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業等	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等	
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
要請の法的根拠等		協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかける。

Q4) 正しい手洗いの方法等について、参考となる資料はありますか？

A) こまめに手を洗うことが、ウイルスの除去に効果的です。下図の「手洗いの6つのタイミング」や鳥取県作成の手洗い動画等を参考に児童生徒へ手洗いの有効性を指導しましょう。また、学校だけではなく、家庭への働きかけも必要です。生徒保健委員会による感染予防を呼びかける動画を独自に作成し、動画配信チャンネルで配信している学校もあります。

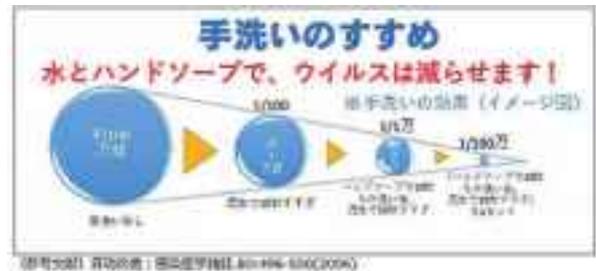
(鳥取湖陵高等学校 https://www.youtube.com/channel/UCr_WobXoSBCBkScjb6qFHIw)



石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後、流水で15秒すすぐ	1回	約0.01% (数個)
	2回繰り返す	約0.0001% (数個)

手洗いを丁寧にすることで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。



手洗いの6つのタイミング

<p>外から教室に入るとき</p>	<p>咳やくしゃみ、鼻をかんだとき</p>	<p>給食(昼食)の前後</p>
<p>掃除の後</p>	<p>トイレの後</p>	<p>共有のものを触ったとき</p>

Q 5) フェイスシールドやマウスシールドをすれば、マスクの着用は不要ですか？

A) フェイスシールドやマウスシールドは、口元を完全に覆わないため、マスクほどの飛沫防止の効果は期待できません。そのため、フェイスシールドやマウスシールドのみの場合は、2メートル以上の身体的距離をとるなどの感染防止への配慮が必要です。

Q 6) 濃厚接触者の範囲はどのような範囲でしょうか？

A) 陽性者と感染可能期間（有症状の場合：症状出現の2日前から入院まで。無症状の場合：検体採取日の2日前から入院まで）に接触した者のうち下記に該当する者とされています。

- ①陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ②適切な防護なしに陽性者を診察、看護、介護等した者
- ③陽性者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い者
- ④1メートル程度の距離で、必要な感染予防策なしで、15分以上の接触があった者

※上記は目安であり、保健所が接触状況を聞き取り濃厚接触者を特定します。

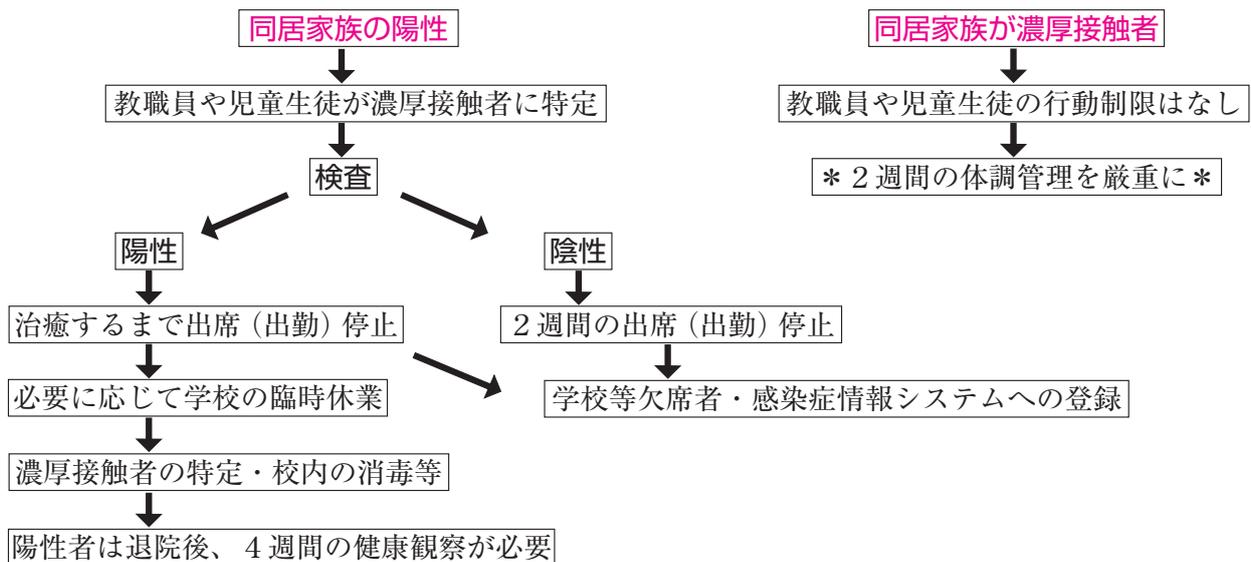
Q 7) 学校で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合に備えて、どのような準備をしておけばよいのでしょうか？

A) 学校で陽性者が発生した場合、濃厚接触者の特定や校内の消毒が必要となるため、一旦臨時休業することが想定されます。ただし、臨時休業の実施期間や規模等は、保健所の疫学調査等を踏まえ、学校内における活動の態様や感染経路の明否等で最終的に決定することになります。学校は、いざという時に備え、家庭への連絡手段の確保について確認しておくことや、保健所に提出する児童生徒や教職員名簿、校内の見取図について準備をしておくことが必要です。陽性者の行動記録等について保健所から協力を求められる場合があります。専門知識をもつ学校医や学校薬剤師等とも適宜連携をとるとともに、陽性者や濃厚接触者等が学校で誹謗中傷されることが無いよう、日頃から人権に配慮した指導も大切です。



Q 8) 教職員や児童生徒の同居の家族が陽性や濃厚接触者に特定された場合を想定して、どのような準備を想定しておけばよいでしょうか？

A) 流れ図を一例として掲載しています。なお、保健所が接触状況を聞き取り、濃厚接触者を特定しますので、学校は必要に応じて保健所への協力をお願いします。また、保健所へ提出する可能性のある「児童生徒及び教職員の名簿」や「校内の見取図」の準備、陽性確定後に必要となる校内の消毒作業に使用する物品（使い捨て手袋、消毒液、キッチンペーパーなど）の確認、臨時休業が決定した際に保護者へ連絡する手段等についても確認をしておきましょう。



Q 9) 新型コロナウイルス感染症による差別や偏見を防止するための、児童生徒向けの教材はありますか？

A) 文部科学省では、ホームページ上に差別と偏見をなくすために資料等を掲載しています。また、鳥取県教育委員会のホームページ（人権教育課）でも学習教材等を掲載していますので、適宜御活用ください。

- (文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html
- (人権教育課) <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1216320.htm#moduleid592524>